【論点整理資料】

●公共施設への太陽光発電設備導入方針について

背景

市地球温暖化対策実行計画 事務事業編（以下、市実行計画事務事業編）【計画期間 令和４～１２年度】は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関して策定した計画である。

１．経緯

市実行計画事務事業編の取組の「再生可能エネルギー等の利活用」において、『既存施設も含め、設置可能な市の建築物および土地の太陽光発電設備の導入。』とあり、導入建築物数の目標は５０％以上としている。

去る令和７年２月３日に開催された令和６年度第３回草津市地球温暖化対策推進本部会議において、導入に関する基本的な考え方等について審議了となり、対象施設における優先順位に関して、まずは避難所のうち地域まちづくりセンターへ導入していくこととした。

今回、地域まちづくりセンター以降の施設への導入の考え方について、審議をお願いするものである。

２．ポイント（※特に審議を要する事項）

・地域まちづくりセンター以降の導入候補施設の優先順位やスケジュール